

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌
日
が
た
る
日
の
翌
日
に
当
り
ま
す)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

県営土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 公 告 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 雑 報 理容師試験等の平成五年度第二回学科試験の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津村 慎一	鳥薬第八五五号	平成五年七月二十八日

鳥取県告示第六百六十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により告示する。

平成五年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業阿毘緑地区(第一工区) 区画整理	平成五年三月二十五日
県営ほ場整備事業阿毘緑地区(第二工区) 区画整理	平成四年七月十日
県営ほ場整備事業阿毘緑地区(第三工区) 区画整理	平成五年三月二十五日
県営ほ場整備事業阿毘緑地区(第四工区) 区画整理	〃

鳥取県告示第六百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の二・四六四の二九から四六四の三一まで・字瀧山西平ラ五三七の三七から五三七の三九まで・字市ノ原奥五七五の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第六百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

平成五年八月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十月十五日 鳥取県指令受都計三一三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字門田字尾長

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五四二一

株式会社河金組

代表取締役 河金政義

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年八月十日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	アラポータクションDX	株式会社平和
〃	舞羅望北斗II	〃
〃	大脱走	〃
〃	アラポータイナー	〃
〃	ビーチパラダイス	〃
〃	ポイントゲッター	〃
〃	花吹雪	〃
〃	プレイジ	〃
〃	野球拳	株式会社三洋物産
〃	カバさんII	〃
〃	野球拳II	〃
〃	大相撲	〃

スーパードライ	スーパードライ	スーパードライ
スーパードライII	スーパードライII	スーパードライII
カヌーA	カヌーA	カヌーA
カヌーII A	カヌーII A	カヌーII A
キヤロル	キヤロル	キヤロル
ギヤロツヂ	ギヤロツヂ	ギヤロツヂ
スーパードライV	スーパードライV	スーパードライV
マジカルタイムII	マジカルタイムII	マジカルタイムII
アレンジボール遊技機	マジカルタイムII	サミー工業株式会社

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成5年8月10日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

- 1 講習の種別及び受講対象者
 (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（2）の1に掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日	時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	初心者講習	平成5年9月22日	午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成5年9月3日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成5年9月9日	午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	経験者講習	平成5年9月28日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階第二執行部控室	岩美、鳥取、那家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考查

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成5年度第2回学科試験を次のとおり実施する。

平成5年8月10日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳瀬 孝吉

1 試験期日 平成5年10月24日（日）

2 試験会場 倉吉市山根529—2

鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成5年9月27日（月）から同年10月1日（金）までの日の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成5年10月1日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

11,000円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成 5 年 8 月 23 日 (月) から同年 9 月 22 日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 問合せ先

〒680 鳥取市弥生町302-2

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(電話0857-29-6086)